



更生 刻々

法務省東京矯正管区更生支援企画課

☎048-600-1560 (直通)

1.toukyoukyousei.j7u@i.moj.go.jp

ホームページ

http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08_00101.html

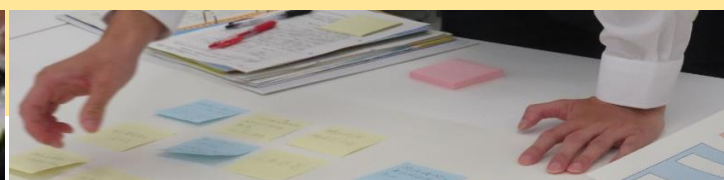


第21号
令和5年10月26日発行



地方創生 × 再犯防止

政策ワークショップ研修



御協力いただいた自治体 ※ () は所在する矯正施設

東京都 (府中刑、東日本成七、東京拘、立川拘、東日本少七、多摩少、愛光女、東京鑑、東京西鑑)

さくら市 (喜連川七、喜連川少)

川越市 (川越少刑)

千葉市 (千葉刑、千葉少鑑)

練馬区 (東京少鑑)

府中市 (府中刑)

昭島市 (東日本成七、東日本少七、東京西鑑)

横須賀市 (横須賀刑支、久里浜少)

静岡市 (静岡刑、駿府学、静岡少鑑)

※一部名称を省略

10月に矯正施設自治体窓口対応職員に対し、「地方創生×再犯防止」政策をワークショップ形式で検討する研修を実施しました。

研修の前半では、自治体職員の皆様に御協力いただき、再犯防止支援者養成講座の実施（静岡市）、市広報誌における再犯防止特集（さくら市）、「犯罪お悩みなんでも相談」窓口の設置（東京都）、市内プロスポーツチームとコラボした刑務所作業製品の製作（府中市）など、自治体における具体的な再犯防止の取組事例について講義していただきました。

また、後半では、自治体の皆様も交えてグループを作り、「地方創生×再犯防止」政策のブレインストーミングを行いました。どのグループでも活発な話し合いが行われ、ゲームを題材として教育を図るユニークなものや、メディアを活用した広報活動の展開、受刑者の労働力の活用など幅広いアイデアが生まれました。

今年度からの新しい試みでしたが、地方自治体の皆様と顔を合わせてお互いのニーズや課題を知ることができ、非常に有意義な研修とすることができました。

農業従事者の高齢化と減少が課題となっている今、農業と福祉を結び付け、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組である、「農福連携」を複数の省庁で連携しながら推進しています。そして、刑務所出所者等もこの農福連携の対象者になっています。

しかし、矯正施設側と農業・福祉の受け入れ側には、双方の情報不足による課題が生じており、現状として雇用までつながるケースはまだまだ多くありません。そのため、令和3年度以降、刑務所において、農業・福祉関係団体等を対象とした意見交換会を継続的に実施し、ギャップの解消と顔の見える関係作りに努めているところです。

今年9月に実施された意見交換会では、施設見学や概況説明を通して刑事施設のことを知っていただき、参加者からは「今後矯正施設への就農指導の協力をしていきたい。」といった前向きな意見をいただきました。

地方自治体の皆様にも意見交換会の御案内をさせていただきますので、ぜひご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

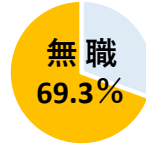
なぜ矯正施設で農福連携？



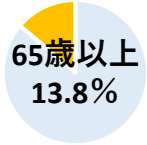
受刑者の中には「生きづらさを」抱え立ち直ることが難しくなっている人たちがいます

約7割が犯罪時無職

1割以上が高齢者



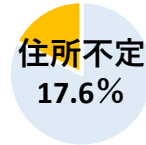
受刑者の犯罪時就業状況



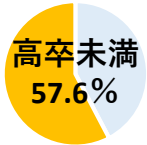
受刑者の年齢

約2割が犯罪時住居不定

約6割が高卒未満



受刑者の犯罪時居住状況



受刑者の教育程度

R3年新入受刑者の状況（令和4年版矯正統計）

「居場所」と「出番」の確保が重要



第3回再犯防止・更生支援セミナー 開催決定！

「私が今ある、その理由は」～少年院出所者の声を聴く～

11/14 (火) 14:00~16:00

事前お申込み制 先着100名

オンライン (ZOOM) 開催

締め切り
迫る！
11/6(月)



今回は少年院を出院後に理学療法士資格を取得し、会社を立ち上げて地域で活躍されている方をお招きします。当事者としてのこれまでの歩みを聴き、施設内処遇を担当する法務教官と社会内処遇を担当する保護観察官も交え、それぞれの立場から少年の社会復帰と更生支援について語り合い、参加者の皆様と考えます。

プログラム

1. 少年処遇の説明
2. 少年院出所者の自己紹介
3. パネルディスカッション
4. 質疑応答

この機会に、関東更生支援ネットワーク会員になりませんか？

更生支援に関するさまざまな情報をお届けします。セミナーのお申込みも簡単です。

東京矯正管区更生支援企画課
(関東更生支援ネットワーク事務局)
1.toukyoukyousei.j7u@i.moj.go.jp
QRコードからも送信いただけます。

